

「自賠責保険普通保険約款」および
「保険料及び責任準備金の算出方法書」の一部変更について

令和8年4月

「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の一部変更

1. 変更理由

- ・自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という。）の引受・契約管理における業界共同システム「One-JIBAI」および自賠責保険の損害調査業務における業界共同システム「s-JIBAI」の導入に伴い、自賠責保険に関する非対面での手続きや自賠責保険証明書のPDFデータ交付、保険会社・損害保険料率算出機構の間において発生する請求関係書類の電子化等が実現している。
- ・これらの動向を踏まえた規定の明確化、現行実務との整合等を図るため、「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の変更が必要となる。

2. 変更内容

- ・自賠責保険に関する非対面での手続きや自賠責保険証明書のPDFデータ交付、自賠責保険に関する請求関係書類の電子化等の動向を踏まえた規定の明確化、現行実務との整合を図るため、所要の変更を行う。

「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」 新旧比較

(下線部分は変更部分)

改定案	現行	備考
<p>(告知義務)</p> <p>第5条 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、当社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が<u>書面または当社の指定する電磁的方法をもって</u>その訂正を申し出て当社がこれを承認した後、または当社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは保険契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</p> <p>4 第2項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 当社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p>	<p>(告知義務)</p> <p>第5条 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、当社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が<u>書面をも</u>ってその訂正を申し出て当社がこれを承認した後、または当社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合は、これを適用しません。</p> <p>4 第2項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 当社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p> <p>6 当社は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異</p>	<p>・告知義務違反による契約解除に関して、保険契約者または被保険者からの訂正の申し出方法が実態と一致するよう修正</p>

改定案	現行	備考
<p>6 当社は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。</p>	<p>なる場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。</p>	
<p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ 被保険自動車、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の<u>事項</u>のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、<u>書面または当会社の指定する電磁的方法により</u>当会社に通知すること。</p> <p>2 当社は、前項第3号のために必要または有益であった費</p>	<p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、<u>書面</u>で当会社に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ 被保険自動車、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の<u>書類</u>のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、<u>書面により</u>当会社に通知すること。</p> <p>2 当社は、前項第3号のために必要または有益であった費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の保険会社への通知について、実務では、初報は電話で行われることが一般的であるため、書面要件を削除。なお、請求に必要な書類は約款第14条に基づき取得するため、影響は生じない ・ 上記のとおり「書面で」を削除することに関連し「書類」を「事項」に修正 ・ 訴訟の提起については、電話（口頭）のみで保険会社に通知することは想

改定案	現行	備考
<p>用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p>	<p>用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p>	<p>定されないため修正</p>
<p>(解除)</p> <p>第10条 保険契約者は、被保険自動車¹が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する<u>書面または当会社の指定する電磁的方法による</u>通知をもって保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は保険契</p>	<p>(解除)</p> <p>第10条 保険契約者は、被保険自動車¹が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する<u>書面による</u>通知をもって保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約者は当会社</p>	<p>・保険契約者からの契約解除に係る通知方法が実態と一致するよう修正</p>

改定案	現行	備考
<p>約者に対する書面による通知をもって、保険契約者は当会社に対する<u>書面または当会社の指定する電磁的方法による</u>通知をもって、それぞれ保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じません。</p> <p>4 保険契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被保険自動車が保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を、その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納<u>または破棄</u>しなければなりません。</p>	<p>に対する<u>書面による</u>通知をもって、それぞれ保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じません。</p> <p>4 保険契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被保険自動車が保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を、その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納しなければなりません。</p>	<p>・保険契約者からの契約解除に係る通知方法が実態と一致するよう修正</p> <p>・契約解除後の証明書・保険標章の処分方法が実態と一致するよう修正</p>
<p>(指定紛争処理機関)</p> <p>第19条 当会社が支払うべき保険金または損害賠償額の決定について、当会社と被保険者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 当会社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行わ</p>	<p>(指定紛争処理機関)</p> <p>第19条 当会社が支払うべき保険金または損害賠償額<u>の額</u>の決定について、当会社と被保険者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 当会社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行わ</p>	<p>・記載の平仄揃え</p>

改定案	現行	備考
<p>れた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>	<p>れた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>	
<p>(証明書等の再交付) 第22条 当社は、証明書または保険標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標章の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷 <u>もしくは</u> 識別困難となった証明書 <u>もしくは</u> 保険標章の提出 <u>またはその証拠の提出</u> があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標章を提出することができないときは、<u>その証拠</u>の提出があった場合</p>	<p>(証明書等の再交付) 第22条 当社は、証明書または保険標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標章の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷 <u>または</u> 識別困難となった証明書 <u>または</u> 保険標章の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標章を提出することができないときは、<u>これを証する書類</u>の提出があった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書または保険標章が損傷または識別困難となった場合、証明書または保険標章に関する証拠を提出されたとき、保険契約者に再交付している実態と一致するよう修正 ・ 証明書の再交付は「One-JIBAI」により電子化され、紙の「書類」を提出しない場合も手続き可能であるため変更

「自動車損害賠償責任保険 保険料及び責任準備金の算出方法書」の一部変更

1. 変更理由

- ・ 自動車損害賠償責任保険経費計算基準および同計算基準細則（以下、「経費計算基準等」という。）は、第150回自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠責保険審議会」という。）における論議を踏まえ、令和7年3月11日付で見直しを実施した。
- ・ 引き続き、自賠責保険における業務プロセスの進展に伴う同経費の変化を検証・把握するため、経費計算基準等を見直すための手続きを導入することとし、将来的な見直し手続きを明確化するよう経費計算基準等の規定を変更する（経費計算基準等の規定の変更については、別途報告する）。
- ・ 経費計算基準等の規定の変更にあわせて、「自動車損害賠償責任保険 保険料及び責任準備金の算出方法書」（以下、「算出方法書」という。）において、経費計算基準等により計算する旨を明記し、これらの見直しにあたっては、自賠責保険審議会に報告・諮問を行うものとする。

2. 変更内容

- ・ 算出方法書において、自賠責保険の付加率積立金の計算にあたって経費計算基準等を用いることを明確化する。
- ・ また、経費計算基準等を定めた日を明記することとし、経費計算基準等の見直しを実施する場合には、算出方法書の改定および自賠責保険審議会への諮問を行うものとする。

「自動車損害賠償責任保険 保険料及び責任準備金の算出方法書」 新旧比較

(下線部分は変更部分)

改定案	現行	備考
<p>1. 義務積立金</p> <p>当該事業年度の収支を契約年度ごとに区分し、次の方法により算出した収支残高の合計額（第5年度の収支残高を除く。）を義務積立金として積み立てるものとする。</p> <p>(1) 当該保険の元受契約が締結された事業年度を契約年度とし、当該契約年度にかかる部分を基準（初年度）として、順次、年度が経過するごとに第2年度、第3年度、第4年度、第5年度の区分にしたがい計算する。</p> <p>(2) 初年度においては、当該年度に収入した純保険料（受再保険（自動車損害賠償保障法第28条の4に規定する共同プール事務による保険料及び保険金等の配分をいう。以下同じ。）により得た保険料から受再保険のために支払った保険金以外の金額を控除した金額。以下同じ。）に長期契約予定利息を加えた金額から、当該事業年度において当該保険契約のために支払った保険金（受再保険により支払った保険金から受再保険により得た保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。）とその契約のために積み立てるべき支払備金（受再保険により支払うべき金額から受再保険により戻入れすべき保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。）とを控除した収支残高。</p>	<p>1. 義務積立金</p> <p>当該事業年度の収支を契約年度ごとに区分し、次の方法により算出した収支残高の合計額（第5年度の収支残高を除く。）を義務積立金として積み立てるものとする。</p> <p>(1) 当該保険の元受契約が締結された事業年度を契約年度とし、当該契約年度にかかる部分を基準（初年度）として、順次、年度が経過するごとに第2年度、第3年度、第4年度、第5年度の区分にしたがい計算する。</p> <p>(2) 初年度においては、当該年度に収入した純保険料（受再保険（自動車損害賠償保障法第28条の4に規定する共同プール事務による保険料および保険金等の配分をいう。以下同じ。）により得た保険料から受再保険のために支払った保険金以外の金額を控除した金額。以下同じ。）に長期契約予定利息を加えた金額から、当該事業年度において当該保険契約のために支払った保険金（受再保険により支払った保険金から受再保険により得た保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。）とその契約のために積み立てるべき支払備金（受再保険により支払うべき金額から受再保険により戻入れすべき保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。）とを控除した収支残高。</p>	<p>・平仄合わせ</p>

改定案	現行	備考
<p>2. 調整準備金</p> <p>調整準備金は、契約年度の属する事業年度の開始の日より <u>5</u> 年を経過した契約年度分（第 <u>5</u> 年度分）について、契約年度の属する事業年度の開始の日より <u>5</u> 年を経過する事業年度末において、次の方法により計算して整理するものとする。</p>	<p>2. 調整準備金</p> <p>調整準備金は、契約年度の属する事業年度の開始の日より <u>5</u> 年を経過した契約年度分（第 <u>5</u> 年度分）について、契約年度の属する事業年度の開始の日より <u>5</u> 年を経過する事業年度末において、次の方法により計算して整理するものとする。</p>	<p>・全角半角の平仄合わせ</p>
<p>4. 付加率積立金</p> <p>(1) 各事業年度における自動車損害賠償責任保険の社費の収支については、<u>一般社団法人日本損害保険協会において令和8年●月●日に定めた自動車損害賠償責任保険経費計算基準及び同計算基準細則</u>により計算した金額が、黒字の場合には当該黒字残高に相当する額を付加率積立金として積み立てるものとし、赤字の場合には当該赤字残高に相当する額を付加率積立金から取り崩すものとする。</p> <p>なお、取り崩すべき付加率積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を付加率積立金に赤字で繰り入れる。</p> <p>(2) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を付加率積立金に繰り入れ又は付加率積立金から取り崩すものとする。</p> <p>(3) 付加率積立金の赤字残高は、主務官庁の承認を得て、調整準備金残高から補てんすることができるものとする。</p>	<p>4. 付加率積立金</p> <p>(1) 各事業年度における自動車損害賠償責任保険の社費の収支については、<u>別に定める方法</u>により計算した金額が、黒字の場合には当該黒字残高に相当する額を付加率積立金として積み立てるものとし、赤字の場合には当該赤字残高に相当する額を付加率積立金から取り崩すものとする。</p> <p>なお、取り崩すべき付加率積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を付加率積立金に赤字で繰り入れる。</p> <p>(2) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を付加率積立金に繰り入れ又は付加率積立金から取り崩すものとする。</p> <p>(3) 付加率積立金の赤字残高は、主務官庁の承認を得て、調整準備金残高から補てんすることができるものとする。</p>	<p>・付加保険料収支の計算に用いる経費計算基準等の改訂日を算出方法書に定めることで、手続き上、経費計算基準の見直しにあたっては、自賠責保険審議会への諮問を必要とする運営とする（算出方法書の変更認可申請は、自動車損害賠償保障法第33条に定める自賠責保険審議会の諮問事項であるため）</p> <p>※「令和8年●月●日」の箇所は、自賠責保険審議会の議論を踏まえ、遅滞なく経費計算基準等の改訂を行った日とする</p>

自動車損害賠償責任保険 保険料及び責任準備金の算出方法書

第1章 保険料算出の基礎

1. 予定損害率

損害保険料率算出機構（以下「損保料率機構」という。）が主務官庁に届け出た基準料率にかかる予定損害率による。

2. 予定事業費率

損保料率機構が主務官庁に届け出た基準料率にかかる予定事業費率による。

3. 保険料の計算

損保料率機構が主務官庁に届け出た基準料率による。

第2章 責任準備金算出の基礎

I 総則の規定にかかわらず、各事業年度において積み立てる自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、1の義務積立金、2の調整準備金、3の運用益積立金及び4の付加率積立金を合計した金額を積み立てるものとする。

1. 義務積立金

当該事業年度の収支を契約年度ごとに区分し、次の方法により算出した収支残高の合計額（第5年度の収支残高を除く。）を義務積立金として積み立てるものとする。

(1) 当該保険の元受契約が締結された事業年度を契約年度とし、当該契約年度にかかる部分を基準（初年度）として、順次、年度が経過するごとに第2年度、第3年度、第4年度、第5年度の区分にしたがい計算する。

(2) 初年度においては、当該年度に収入した純保険料（受再保険（自動車損害賠償保障法第28条の4に規定する共同プール事務による保険料及び保険金等の配分をいう。以下同じ。）により得た保険料から受再保険のために支払った保険金以外の金額を控除した金額。以下同じ。）に長期契約予定利息を加えた金額から、当該事業年度において当該保険契約のために支払った保険金（受再保険により支払った保険金から受再保険により得た保険金

戻入れ額を控除した金額。以下同じ。)とその契約のために積み立てるべき支払備金(受再保険により支払うべき金額から受再保険により戻入れすべき保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。)とを控除した収支残高。

(3) 第2年度以降においては、それぞれの契約年度ごとに区分し、前事業年度より繰越した義務積立金及び支払備金にそれぞれの契約年度にかかる収入した純保険料を加算し、当該事業年度において当該保険契約のために支払った保険金と、その契約のために積み立てるべき支払備金とを控除した収支残高。

(4) なお、第5年度を経過して保険金の支出及び支払備金等が発生したときは、当該契約年度にかかわらず、第5年度の収支とみなして計算する。

2. 調整準備金

調整準備金は、契約年度の属する事業年度の開始の日より5年を経過した契約年度分(第5年度分)について、契約年度の属する事業年度の開始の日より5年を経過する事業年度末において、次の方法により計算して整理するものとする。

(1) 第5年度分について前記1の(3)及び(4)に規定する方法により計算した収支残高に、本保険の収支改善のために、主務官庁の承認を得て取り崩す運用益積立金の金額を加算した収支残高を算出する。

(2) 収支残高が黒字の場合は、当該金額を調整準備金に繰り入れる。

(3) 収支残高が赤字の場合は、赤字相当額を既に積み立てた調整準備金から取り崩す。

なお、取り崩すべき調整準備金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を、調整準備金に赤字で繰り入れる。

(4) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を調整準備金に繰り入れ又は調整準備金から取り崩すものとする。

(5) 調整準備金は、(3)、(4)及び本保険にかかる損失の補てんにあてる場合のほか取り崩さないものとする。

3. 運用益積立金

- (1) 当該事業年度における運用益は、別に定める方法によって算出された額とする。
- (2) 算出額が黒字の場合は、当該金額を運用益積立金として累積的に積み立てる。
- (3) 算出額が赤字の場合は、赤字相当額を既に積み立てた運用益積立金から取り崩す。
なお、取り崩すべき運用益積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を運用益積立金に赤字で繰り入れる。
- (4) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を運用益積立金に繰り入れ又は運用益積立金から取り崩すものとする。
- (5) 運用益積立金は、(3)、(4)及び主務官庁の承認を得た場合のほか、取り崩さないものとする。

4. 付加率積立金

- (1) 各事業年度における自動車損害賠償責任保険の社費の収支については、一般社団法人日本損害保険協会において令和8年●月●日に定めた自動車損害賠償責任保険経費計算基準及び同計算基準細則により計算した金額が、黒字の場合には当該黒字残高に相当する額を付加率積立金として積み立てるものとし、赤字の場合には当該赤字残高に相当する額を付加率積立金から取り崩すものとする。
なお、取り崩すべき付加率積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を付加率積立金に赤字で繰り入れる。
- (2) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を付加率積立金に繰り入れ又は付加率積立金から取り崩すものとする。
- (3) 付加率積立金の赤字残高は、主務官庁の承認を得て、調整準備金残高から補てんすることができるものとする。

以 上